

## 論点 4 条例の趣旨を実行する仕組み

子どもの権利は、条例を制定しただけでは市民に理解してもらえるものではない。**市民が子どもの権利を理解し、生活や活動の場において、子どもの権利が保障されるための取組**

## 【取組項目】

### ➤ **子どもに関する施策・取組の推進**

- ・ 関係者・関係機関との連携
- ・ 財政上の措置等
- ・ 調査、情報収集
- ・ 子どもに関する計画の策定
- ・ 子ども施策の検証

### ➤ **子どもの権利の普及啓発**

- ・ 市民、子ども、事業者など子どもの権利の理解促進

### (1) 市と関係者・関係機関との連携

こども基本法において、市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、**関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保**に努めなければならないとされている。(第13条)

#### 他市における取組事例

#### 【甲府市】子ども応援プラットフォーム

甲府市子ども未来応援条例の基本理念(第3条)に基づき、子どもに関わる全ての大人が連携・協働し、子どもの育ちに関する活動をより効果的に推進していくための仕組み

なお、令和5年度には、子ども応援フェスタ等を開催している。

### (2) 財政上の措置等

こども基本法において、「政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、**その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。**」としている。(第16条)

これに基づき、条例においても財政上の措置を講ずるよう努める旨を定めたものがある。

### (3) 調査、情報収集

こども施策を推進するため、必要な調査、情報収集等を行う。また、得られた情報については、必要に応じて公表する。

### (4) 子どもに関する計画の策定

条例に基づいて子ども施策を総合的に推進するために、統合的な子ども施策に関する政策目標をたて、目標を**実現するために計画を策定することを**条例に規定されている事例がある。

#### 他市における取組事例

##### 【川崎市】

川崎市子どもの権利に関する**行動計画**（川崎市独自）

##### 【奈良市】

子ども・子育て支援法第61条に規定する**市町村子ども・子育て支援事業計画**

##### 【鹿児島市】

こども基本法第10条第2項に規定する**市町村こども計画**

### (5) 子ども施策の検証

子ども施策の実施状況を**評価・検証する仕組み**を確立することも大切であり、計画の策定に合わせ、検証についても規定している事例もある。

#### 他市における取組事例

##### 【川崎市】

##### 川崎市子どもの**権利委員会**

子どもの権利の保障の状況について調査している。

##### 【奈良市、鹿児島市】

##### 子ども・子育て会議

条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、検証している。

### 3 子どもの権利の普及啓発

(1) 市において子どもの権利保障を推進するためには、子どもも大人も、条例について知り、**子どもの権利について理解を深める必要がある。**

#### 条例及び子どもの権利の普及啓発の方法

- ① パンフレット・チラシ等による普及啓発
- ② 学校等による普及啓発
- ③ イベントの実施
- ④ アンケート調査

#### 他市における取組事例

##### 川崎市 子どもの権利条例認知度（川崎市子どもの権利条例を知っていますか）

「知っている」、「聞いたことがあるが内容はわからない」を合わせた回答の割合

- ◆ 子ども 59.7%（前回52.5%）（10歳から17歳対象）
- ◆ 大人 43.2%（前回33.2%）（18歳以上対象）

（第8回子どもの権利に関する実態・意識調査（調査期間令和4年6～7月））

##### 松本市 子どもの権利条例認知度（松本市子どもの権利に関する条例を知っていますか。）

「内容まで知っている」、「名前を知っている、または、見たり聞いたりしたことがある」を合わせた回答の割合

- ◆ 子ども 66.4%（前回57.4%）（小学5年、中学2年、高校2年生対象）
- ◆ 大人 70.3%（前回56.7%）（小学5年、中学2年、高校2年生の保護者対象）

（松本市子どもの権利アンケート調査（調査期間令和3年11月～12月））